



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年9月17日金曜日 第1593号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	947
一部事務組合の規約の変更許可.....	947
愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....	947
土地改良区役員住所の変更の届出.....	947
肥料の登録.....	947
解除予定保安林.....	948
道路の区域変更（県道国領高木線）.....	948
道路の供用開始（"）.....	948
道路の区域変更（県道桜井山路線）.....	948
道路の供用開始（"）.....	948
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	949
道路の供用開始（"）.....	949
道路の供用開始（一般国道441号）.....	949
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	949
道路の供用開始（"）.....	950
開発行為に関する工事の完了.....	950

教育委員会規則

愛媛県立図書館管理規則の一部を改正する規則.....	950
----------------------------	-----

公安委員会告示

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例第14条第1項の規定に基づく暴走行為助長禁止重点区域の指定の一部改正.....	950
取消処分者講習に係る指定講習機関の指定.....	950

公営企業告示

落札者等の告示.....	951
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1952号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山広域福祉施設事務組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 増減内容
久万高原町の加入
- 増減年月日
平成16年8月1日
- 増減許可年月日
平成16年8月1日

○愛媛県告示第1953号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山広域福祉施設事務組合の規約の変更を許可した。

平成16年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を構成する16市町村のうち久万町、面河村、美川村及び柳谷村が平成16年8月1日に合併し久万高原町となることから、平成16年7月31日をもって久万町、面河村、美川村及び柳谷村が組合から脱退し、平成16年8月1日から久万高原町が組合に加入する。

2 規約変更年月日

平成16年8月1日

3 規約変更許可年月日

平成16年8月1日

○愛媛県告示第1954号

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正する。

平成16年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

表愛媛県立医療技術大学一般入学試験の項口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容の欄に「愛媛県立医療技術大学一般入学試験」を「愛媛県立医療技術大学入学試験」に、「科目別得点及び総合得点並びに順位」を「総合得点及び総合順位（推薦入学については、一次選考に係るものに限る。）」に改める。

○愛媛県告示第1955号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成16年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

役員の種類	氏名	住 所	
		変更前	変更後
理事	梶岡 一郎	八幡浜市川上町川名津甲373番地の内第1	八幡浜市川上町川名津甲373番地1

○愛媛県告示第1956号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成16年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成16年9月6日	愛媛県第1267号	魚廃物加工肥料	遊子漁協魚廃物加工肥料	窒素全量 4.5 りん酸全量 4.6	公定規格のとおり	遊子漁業協同組合 愛媛県宇和島市遊子2548番地

年法律第 249 号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成16年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
喜多郡長浜町大字櫛生甲23の7から甲23の9まで
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1957号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26

○愛媛県告示第1958号

道路法(昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町三丁目甲3316番 8 地先から 同市坂井町三丁目甲3315番 6 まで	旧	メートル 3.0 ~ 3.2	キロメートル 0.003	
			新	10.9 ~ 11.0	0.003	

○愛媛県告示第1959号

道路法(昭和27年法律第 180 号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町三丁目甲3316番 8 地先から 同市坂井町三丁目甲3315番 6 まで	平成16年 9月17日

○愛媛県告示第1960号

道路法(昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市桜井三丁目甲24番 1 地先から 同市国分六丁目甲556番 3 地先まで	旧	メートル 4.4 ~ 8.6	キロメートル 0.224	
			新	9.6 ~ 27.0	0.224	

○愛媛県告示第1961号

道路法(昭和27年法律第 180 号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市桜井三丁目甲24番1地先から 同市国分六丁目甲556番3地先まで	平成16年9月17日

○愛媛県告示第1962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2536番2から 同町高瀬2519番まで	旧	メートル 4.6～8.5	キロメートル 0.132	
			新	11.0～43.2	0.132	

○愛媛県告示第1963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2536番2から 同町高瀬2519番まで	平成16年9月17日

○愛媛県告示第1964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町旭232番2地先から 同町旭280番3まで	平成16年9月17日

○愛媛県告示第1965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前2752番2から 同町村前2751番地先まで	旧	メートル 4.8～16.0	キロメートル 0.103	
			新	4.8～16.0 4.8～19.0	0.103 0.079	

○愛媛県告示第1966号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成16年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前2752番 2 から 同町村前2751番地先まで	平成16年 9月17日

○愛媛県告示第1967号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成16年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
16松局伊土検（開）第30号 平成16年 9月 3日	伊予郡松前町大字西高柳字隅田89番 1、89番 6 及び89番 9	伊予郡松前町大字西高柳73番地 3 白 石 泰 敏 白 石 美 和

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第10号

愛媛県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 9月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立図書館管理規則の一部を改正する規則

愛媛県立図書館管理規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表分館の表南宇和分館の項位置の欄中「御荘町」を「愛

南町」に改め、別表配本所の表位置の欄中

越智郡魚島村
越智郡弓削町
越智郡生名村
越智郡岩城村

を

越智郡上島町
越智郡上島町
越智郡上島町
越智郡上島町

に、

南宇和郡内海村
南宇和郡城辺町
南宇和郡一本松町
南宇和郡西海町

を

南宇和郡愛南町
南宇和郡愛南町
南宇和郡愛南町
南宇和郡愛南町

」

に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第 4 号

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例第14条第 1 項の規定に基づく暴走行為助長禁止重点区域の指定（平成14年 3 月愛媛県公安委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正し、平成16年 9月21日から施行する。

平成16年 9月17日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

表 4 の項暴走行為助長禁止重点区域の欄中「温泉郡信町大字樋口甲 517 番 1 地先」を「東温市樋口甲 517 番 1 地先」に改める。

○愛媛県公安委員会告示第 5 号

道路交通法（昭和35年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年 9月17日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

名 称	住 所	代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称	特定講習を行う事務所の所在地	指定講習の種別	指 定 年月日
愛媛自動車興業有限会社	松山市吉藤二丁目 2 番 38号	増 田 徹 也	愛媛自動車学校	松山市吉藤二丁目 2 番 38号	取消処分者講習	平成16年 9月17日
株式会社石原自動車教習所	松山市空港通四丁目 8 番12号	石 原 実	石原自動車教習所	松山市空港通四丁目 8 番12号	同 上	同 上

 公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

平成16年9月17日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立病院医事システム 三式 (月額賃借料/県立三島病院、県立南宇和病院、県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成16年8月31日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	1,924,125円	一般競争入札	平成16年7月20日

